

コンプライアンスチェックシートによる自己検証の集計結果について

コンプライアンス推進の取組として、チェックシートによる自己検証を実施したところ、正規、再任用職員については、全体で97.83%、任期付、会計年度任用職員については、97.75%となっており、実施割合90%未満は、公務外における2項目でした。

市民からの信頼獲得のため、今後も勤務中は当然のこと、私生活においても常にコンプライアンスを意識した行動をお願いします。

【集計結果（全部局集計）】

＜正規、再任用職員 1,213人＞

	チェック項目	実施割合		
		R3年度	R2年度	
		97.83%	-	
1	公務外においても、市民から批判や不信を招くような行為をしてはいけないことを理解している（地公法第33条「信用失墜行為の禁止」）。	100.00%	-	-
2	職務上知り得た情報は、在職中、退職後、家族や友人にも話してはならないことを理解している（地公法第34条「秘密を守る義務」）。	100.00%	-	-
3	業務以外でパソコンを使用していない（スマホ等による職務に関係のないWebサイトの閲覧含む。）（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	99.75%	99.64%	↗
4	売店などでの買物やATMの利用は、休憩時間内に行っている（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	96.13%	95.99%	↗
5	ツイッター等の私的利用に当たり、勤務時間中の投稿、業務に関する投稿、他人を誹謗中傷する投稿等をしていない（地公法第33、34、35条）。	100.00%	99.82%	↗
6	交通事故・違反をした場合は、公務内外を問わず、行政監理室に報告が必要であること、懲戒処分の対象となることを知っている。	99.92%	-	-
7	飲酒運転はもちろん、飲酒運転車両への同乗や車両の提供についても違法であることを理解している。	100.00%	-	-
8	公用車の同乗者は、走行中に運転者の安全確認を補助するとともに、後退時は降車して誘導している。	100.00%	99.64%	↗
9	利害関係者との会食、遊技、旅行（公務を除く。）や利害関係者からの金銭・物品等の贈与、無償による役務の提供等を受けていない。	100.00%	100.00%	-
10	勤務時間中の喫煙（公用車含む。）は禁止されていることや、受動喫煙の防止に努めなければならないことを理解している。	99.92%	100.00%	↘
11	勤務中は名札を着用し、公務員として品位を損なわない節度ある服装を心掛けている。	99.75%	-	-
12	マニュアル、手順書、根拠法令等を随時確認しながら業務を行っている。	99.84%	98.27%	↗
13	他の部署で発生したミスは、自分たちの部署でも発生する可能性があると考え、手順の見直しや確認を行うように心掛けている。	99.84%	99.54%	↗
14	郵便、FAX、メール等の送信時は、宛先、文書等の確認を徹底し、情報漏えい等の事務処理ミスの防止に努めている。	99.92%	96.81%	↗
15	市民からの苦情、問合せ等について、必要に応じて関係課と情報共有し、問題解決を図っている。	100.00%	-	-
16	互いの仕事を理解し、フォロー合っている（離席時の声掛け、業務の進行状況等互いに情報共有している）。	99.42%	97.81%	↗
17	ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）をしていない。目撃したときは、知らないふりをせずに対応（注意、相談等）している。	99.84%	99.00%	↗
18	来庁した市民に、「こんにちは」や「どちらの課にご用ですか」など自分から声掛けをしている。	99.42%	98.82%	↗
19	日常生活において、自己研鑽（読書、セミナー受講等）を行っている。	88.46%	89.34%	↘
20	地域貢献につながる活動を行っている（PTA、スポーツ少年団の手伝い、ボランティア活動、市が主催する養成講座の受講等を含む。）。	74.36%	69.40%	↗

実施割合 90%未満は網掛け

<任期付、会計年度任用職員 365人>

	チェック項目	実施割合		
		R3年度	R2年度	
		97.75%	-	
1	公務外においても、市民から批判や不信を招くような行為をしてはいけないことを理解している（地公法第33条「信用失墜行為の禁止」）。	100.00%	-	-
2	職務上知り得た情報は、在職中、退職後、家族や友人にも話してはならないことを理解している（地公法第34条「秘密を守る義務」）。	100.00%	100.00%	-
3	業務以外でパソコンを使用していない（スマホ等による職務に関係のないWebサイトの閲覧含む。）（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	100.00%	-	-
4	売店などでの買物やATMの利用は、休憩時間内に行っている（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	98.36%	97.99%	↗
5	ツイッター等の私的利用に当たり、勤務時間中の投稿、業務に関する投稿、他人を誹謗中傷する投稿等をしていない（地公法第33、34、35条）。	100.00%	-	-
6	交通事故・違反をした場合は、公務内外を問わず、行政監理室に報告が必要であること、懲戒処分の対象となることを知っている。	99.73%	99.71%	↗
7	飲酒運転はもちろん、飲酒運転車両への同乗や車両の提供についても違法であることを理解している。	100.00%	100.00%	-
8	公用車の同乗者は、走行中に運転者の安全確認を補助するとともに、後退時は降車して誘導している。	98.90%	-	-
9	利害関係者との会食、遊技、旅行（公務を除く。）や利害関係者からの金銭・物品等の贈与、無償による役務の提供等を受けていない。	100.00%	-	-
10	勤務時間中の喫煙（公用車含む。）は禁止されていることや、受動喫煙の防止に努めなければならないことを理解している。	100.00%	100.00%	-
11	勤務中は名札を着用し、公務員として品位を損なわない節度ある服装を心掛けている。	99.73%	99.14%	↗
12	マニュアル、手順書、根拠法令等を随時確認しながら業務を行っている。	99.45%	-	-
13	他の部署で発生したミスは、自分たちの部署でも発生する可能性があると考え、手順の見直しや確認を行うように心掛けている。	100.00%	-	-
14	郵便、FAX、メール等の送信時は、宛先、文書等の確認を徹底し、情報漏えい等の事務処理ミスの防止に努めている。	100.00%	-	-
15	市民からの苦情、問合せ等について、必要に応じて関係課と情報共有し、問題解決を図っている。	99.73%	-	-
16	互いの仕事を理解し、フォローし合っている（離席時の声掛け、業務の進行状況等互いに情報共有している）。	100.00%	-	-
17	ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）をしていない。目撃したときは、知らないふりをせずに対応（注意、相談等）している。	100.00%	-	-
18	来庁した市民に、「こんにちは」や「どちらの課にご用ですか」など自分から声掛けをしている。	99.18%	94.83%	↗
19	日常生活において、自己研鑽（読書、セミナー受講等）を行っている。	88.77%	-	-
20	地域貢献につながる活動を行っている（PTA、スポーツ少年団の手伝い、ボランティア活動、市が主催する養成講座の受講等を含む。）。	71.23%	-	-

実施割合 90%未満は網掛け

【ゴールド免許証の保有割合】

<正規、再任用職員> 75.76%

<任期付、会計年度任用職員> 73.42%

【項目全体の実施割合が高い上位3部局】

<正規、再任用職員>

- 1 選挙管理委員会 100 %
- 1 議会事務局 100 %
- 3 消防本部 99.74 %

<任期付、会計年度任用職員>

- 1 選挙管理委員会 100 %
- 2 健康こども部 99.40 %
- 3 上下水道部 99.17 %

【実施割合が低い（90%未満）項目】

以下の項目は、例年少しずつ実施割合が向上していますが、公務員としての資質の向上を目指して、できることから始めてみましょう。

<正規、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員>

No.19 日常生活において、自己研鑽（読書、セミナー受講等）を行っている。

苫小牧市人材育成基本方針において、目指すべき職員像の1つとして「行政職としてのプロ意識を持った職員」を掲げており、自己研鑽を重要視しています。

読書やセミナー受講等の自己研鑽は、業務と直接関連がなくても、自己成長につながり、仕事の土台を築くこととなります。工夫して時間を確保するようにしましょう。

なお、行政監理室では通信教育や自主研究グループの活動に費用助成を行っていますので、ぜひ活用してください。

No.20 地域貢献につながる活動を行っている（PTA、スポーツ少年団の手伝い、ボランティア活動、市が主催する養成講座の受講等を含む。）。

外部の人々と関わりを持つことは、自らの考えや行動が一般常識として社会に通用するか検証する機会となるほか、よりよいまちづくりを進める上で市民ニーズを把握し市の施策とのマッチングを図る効果も期待できます。

また、担当業務以外でも、市が主催する養成講座等に参加し知識を習得することで、いざというときに市民や地域の役に立つことがあります。

仕事の幅を広げるためにも、視野を広げ、地域貢献につながる活動を心掛けてください。